

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月23日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第5号

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程（平成20年新潟市民病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「，製剤業務手当」を削り，同条第2項中「製剤業務手当及び」を削り，同条第4項中「製剤業務手当」を「接触手当（人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に係るものに限る。）」に改める。

別表製剤業務手当の項を削り，接触手当の項を次のように改める。

<p>接触手当</p>	<p>結核菌，感染症の病原体その他の伝染性を有する病原体の試験検査に従事する職員，診療放射線技師及び血液，汚染された廃液等に常時接触しつつ生命維持管理装置又は心臓血管撮影装置の操作に従事した職員</p>	<p>月額20,000円</p>
	<p>人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員</p>	<p>月額10,000円</p>

<p>感染症の患者に接触した職員及び病原体，放射線その他有害物を取り扱った職員</p>	<p>(1) 結核患者の受付又は相談業務に従事した場合 130円</p> <p>(2) 放射線を取り扱う業務に従事した場合 270円</p> <p>(3) 一類感染症，新型インフルエンザ等感染症，新感染症又は指定感染症のうち一類感染症に準ずる対応を行わなければならないものの診療，看護又は防疫に従事した場合及びその病原体の試験検査に従事した場合 400円</p> <p>(4) 集団発生した二類感染症又は指定感染症のうち二類感染症に準ずる対応を行わなければならないものの診療，看護又は防疫に従事した場合及びその病原体の試験検査に従事した場合 270円</p> <p>(5) 結核菌，感染症の病原体その他の伝染性を有する病原体で汚染された検体等を撮影する作業に従事した場合 290円</p> <p>(6) 結核菌，感染症の病原体その他の伝染性を有する病原体で汚染された物品の洗淨，洗濯，消毒，運搬等に従事した場合 190円</p>
---	--

		(7) 人体に有害なガスの発生を伴う 業務又は特に危険性を有する薬品 を取り扱う業務に従事した場合 210円
--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に従事する業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。